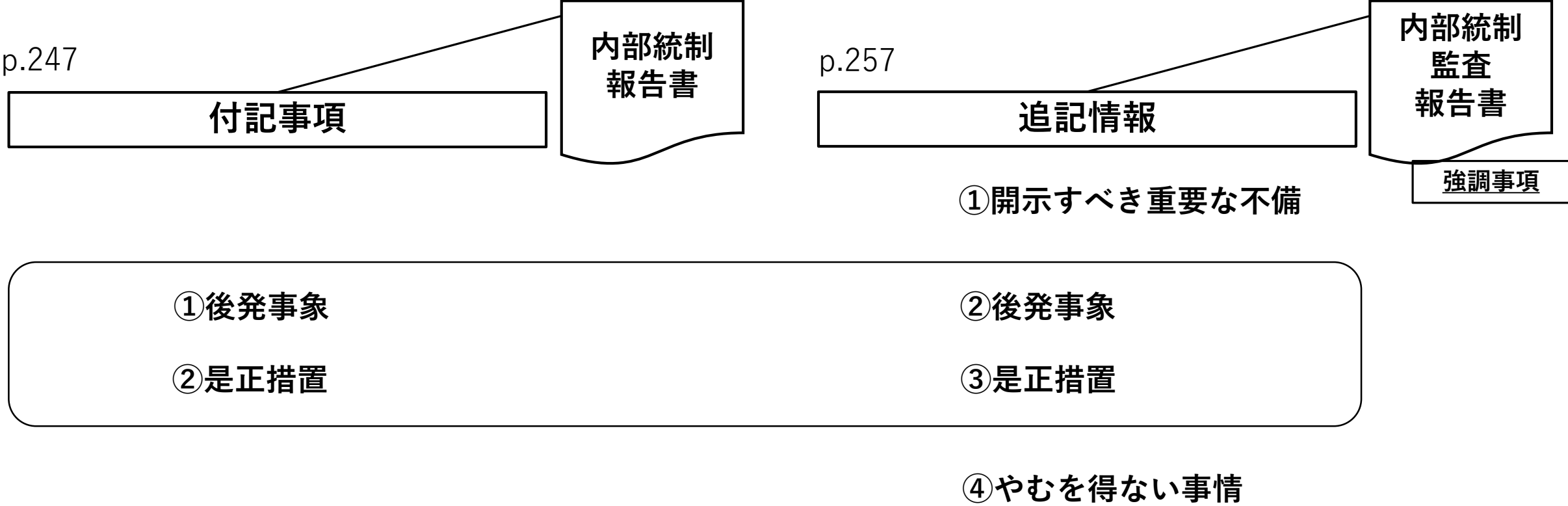


テキスト	内部統制報告書	内部統制監査報告書
P. 252-253	開示すべき重要な不備なし	無限定適正
P.259①	開示すべき重要な不備あり	-
	<u>a)開示すべき重要な不備あり</u>	無限定適正 + 強調
	b)開示すべき重要な不備なし	不適正意見
P.260②	評価手続の一部を実施できず	-
	<u>a)やむを得ない事情あり</u>	無限定適正 + 強調
	b)やむを得ない事情なし	範囲制約限定付
P.261③	-	意見不表明



日本では適用なし

ダイレクト・レポーティング

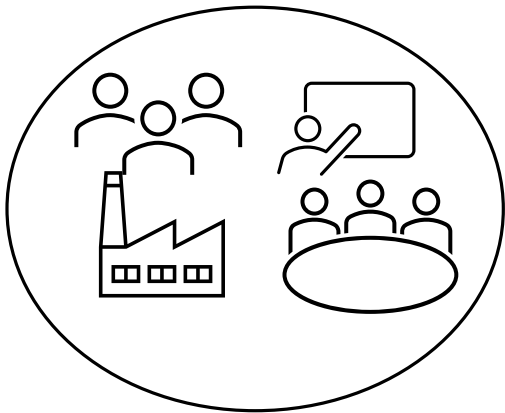
業務実施者＝監査人

内部統制
監査
報告書

テp.265(*2)
ダイレクト・レポーティングの場合に
おいても、
「業務実施者」は主題それ自体に対す
る責任を追うものではなく、主題それ
自体の信頼の程度を高めることに責任
を負う

(直接)
有効性をCH

内部統制(主題)



主題に責任を負う者
＝経営者

テp.265③
ダイレクト・レポーティングの場合、
(経営者が評価結果を示さない等) 監査
人は経営者より広い範囲にわたって内部
統制を評価すべき責任が課される。

アサーション・ベース

主題に責任を負う者
＝経営者

内部統制(主題)

有効性をCH

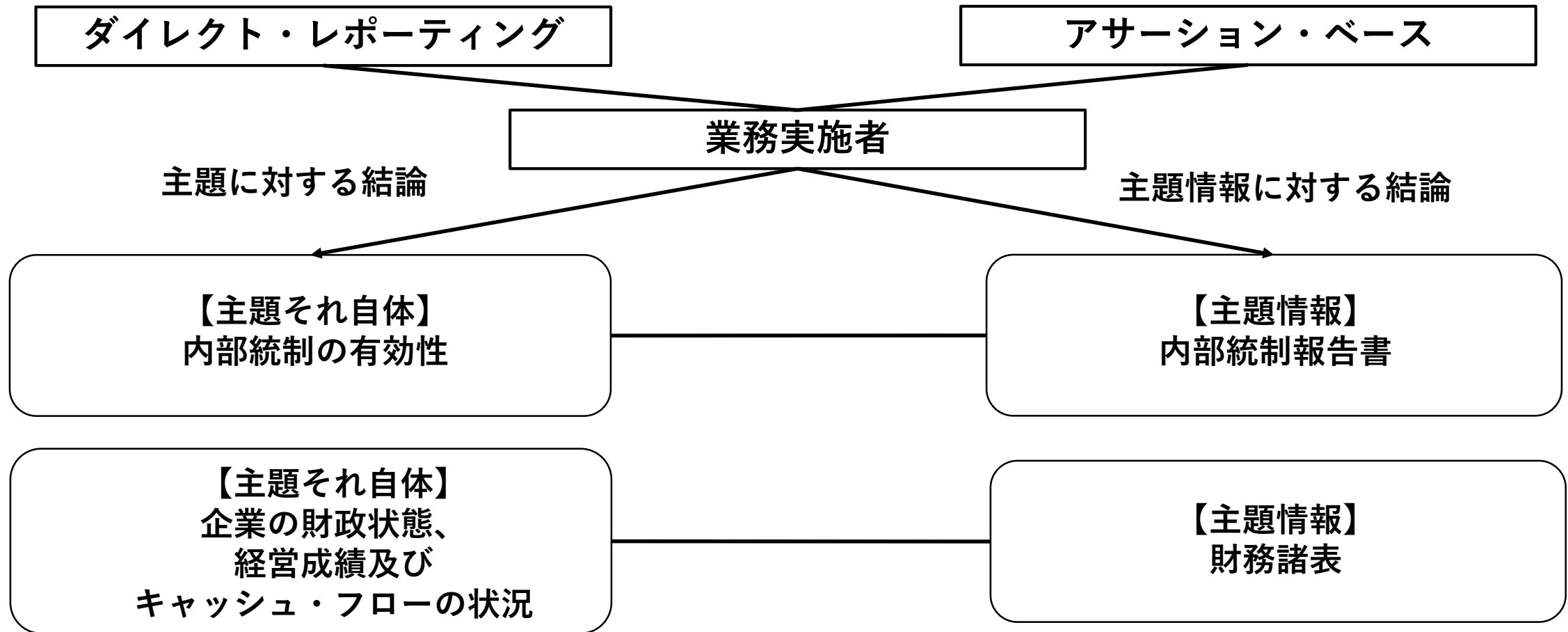
内部統制
報告書

主題情報
＝アサーション

評価結果をCH
情報監査

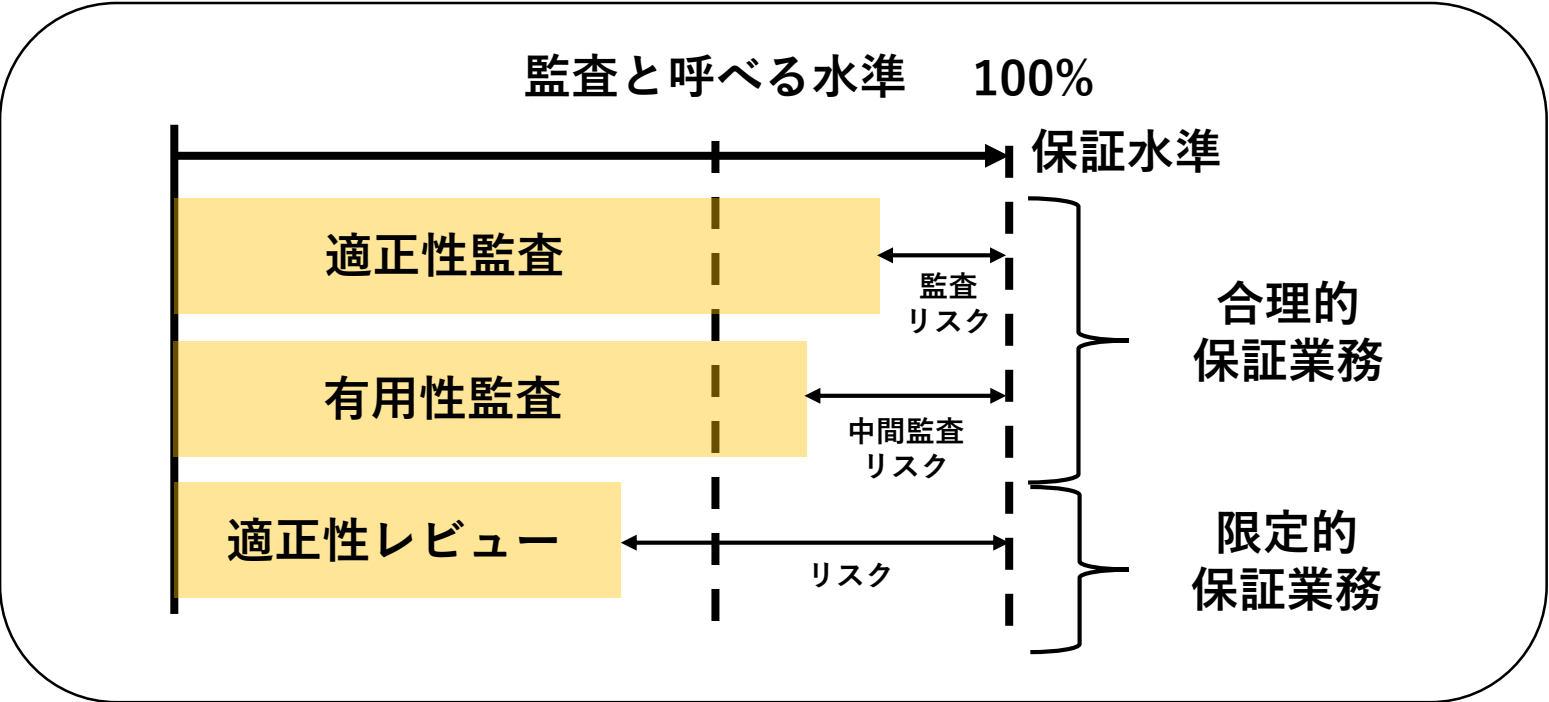
業務実施者＝監査人

内部統制
監査
報告書



重要論点	テキスト
トップダウン型のリスク・アプローチ	
期末日が評価時点（基準日）	
内部統制の有効性自体の保証は行わない（notダイレクト・レポーティング）	
経営者の評価(方法)と監査人の監査の全体像	
計画・実施・報告（結合型）及び経営者確認書は一体（※四半期レビューは計画は別OK）	
経営者による4つの評価結果と監査報告のパターン	
付記事項2つ（経営者）と追記情報4つ（監査人）	
重要ワード	テキスト
財務報告に係る内部統制（原則として連結ベース）	
全社的な内部統制	
業務プロセスに係る内部統制	
全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセス	
重要な事業拠点（事業目的関連業務プロセス）	
統制上の要点・基本的要素	
リスクに着眼して、必要な範囲で	
開示すべき重要な不備	
内部統制報告書	
内部統制監査報告書	
評価範囲、評価手続及び評価結果	
やむを得ない事情	
トップダウン型のリスク・アプローチ	
ダイレクト・レポーティング	

	①財務諸表監査	②四半期レビュー	③内部統制監査
主題	企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況		内部統制の有効性
一定の規準	企業会計の基準	四半期財務諸表の作成基準	内部統制の評価の基準
主題情報 アサーション・ベース	財務諸表	四半期財務諸表	内部統制報告書
結論報告形態	適正に表示しているかどうか(合理的保証)	適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったかどうか(限定的保証)	適正に表示しているかどうか(合理的保証)



我が国の現状		主体	目的	判断	対象	手続	意見/結論	保証の程度
アサーション・ベースの合理的保証業務	【金商法】 年度F/S監査 内部統制監査 【会社法】 計算関係書類監査	独立の立場から公正不偏の態度を保持する 職業的専門家	F/S又は内部統制報告書の信頼性について保証を与えるために自ら入手した証拠に基づき判断した結論を報告する	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準又は一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準(準拠性)	F/S、内部統制報告書	監査手続	すべての重要な点において適正に表示しているものと認める(積極的形式)	【合理的保証水準】 (積極的保証) 絶対的ではないが相当程度の心証を得る
	【金商法】 中間F/S監査 年度監査の一環				中間F/S	分析的手続等を中心とする監査手続 +追加の実証手続(実査、立会、確認)	有用な情報を表示しているものと認める(積極的形式)	【合理的保証水準】 (積極的保証) 中間F/Sに係る投資者の判断を損なわない程度に、絶対的ではないが相当程度の心証を得る
アサーション・ベースの合理的保証業務	【金商法】 四半期レビュー 年度監査と適切に組み合わせて実施				四半期F/S	質問、分析的手続等を基本とする +追加的な手続(追加質問、閲覧等) ※実証手続は実施せず	適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった(消極的形式)	【限定的保証水準】 (消極的保証) 合理的保証業務よりは低い水準にあるが、消極的形式による結論の報告を行う基礎としては受け入れることができる程度の心証を得る

テキストp.268

【特別目的】の財務諸表に対する監査上の考慮事項

- ①会計基準の受入可能性
- ②A/Rに他の目的に適合しないことがある旨を記載(必須)
- ③配布制限を付すことがある

≡ 会計基準の話

利用目的が限定され、
特定の利用者のニーズを満たす
(一般に公表されるとは限らず、
多種多様なF/Sが想定される)
テキストP.18 (*1)

「表示」の問題

☆財務報告の枠組みにおける要求事項を遵守しているか

(☆から「一步離れての評価」は行われない)

A/R「〇△会計の基準に準拠して作成されているものと認める」

従来想定

新たに導入

一般目的

特別目的

適正表示

準拠性

適正性

準拠性

広範囲の利用者のニーズを満たす
(一般のF/S想定)

準拠性 + α の評価

(☆から「一步離れての評価」が必要)

A/R「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
に準拠して、適正に表示しているものと認める」

【適正性】と【準拠性】の“共通点” (テキストp.127)

リスク・アプローチによる監査

意見には合理的な保証を得たとの監査人の判断を含む

会計方針の選択及び適用方法につき実質的判断が求められる

【適正性】と【準拠性】の“相違点” (テキストp.127)

意見表明上、適切に表示しているかの「一步離れての評価」が含まれるかどうか

